

## 森林技術賞表彰規程

第1条 一般社団法人日本森林技術協会（以下「本会」という。）は、森林技術の向上に貢献し、林業、木材利用を含む森林に関する科学技術の振興に功績があるものを募集し、森林技術賞を授与する。

第2条 前条の表彰は本会の定時総会時にこれを行う。

第3条 森林技術賞は、その技術が多分に実施に応用され、また広く普及され、あるいは多大の成果をおさめて、森林技術向上に貢献したと認められる業績を表彰の対象とする。

第4条 森林技術賞の表彰は3件以内とする。

ただし、審査会が必要と認める場合には、このほかに、これに準ずる努力賞の表彰をすることができる。

第5条 森林技術賞および前条ただし書きの努力賞は、賞状と副賞（楯、賞金）とする。

第6条 受賞対象者は本会の会員とする。但し、当面の間は非会員でも受賞対象者としてすることができる。

第7条 応募は、本会会員からの受賞候補者の推薦書の提出をもって行い、その推薦書の内容は次の事項を記載要件とする。

1. 受賞候補者の氏名、年齢、勤務先、職名、住所および略歴

ただし、候補者が2名以上のグループである場合にはその主たる受賞候補者の略歴を記載し、それ以外の者は簡潔に記載する。

2. 受賞に適すると思われる業績名とその内容

3. 推薦の理由

4. 参考資料（送付できる現物のあるものは添付のこと）

5. 当該業績名で受賞した名称と表彰先及び受賞年月

6. その他審査に参考となる事項

第8条 受賞者の決定は、本会に森林技術賞審査会（以下「審査会」という）を設けて行うものとする。

2 審査会は、5名程度の審査員と本会の理事長をもって構成し、審査会の委員長は理事長がこれにあたる。

3 審査員は、学識経験者等から本会の理事長が委嘱する。

4 審査件数が多い場合は、事務局が予備審査をして審査会上程することもある。その場合であっても全ての推薦書を委員会に提出するものとする、

5 審査会は審査員の3分の2以上の出席によって成立し、受賞者の決定は出席した審査員の多数決による。

第9条 第7条の推薦内容に虚偽記載があつて受賞したことが発覚した場合には、その内容の程度により表彰は取消し、賞金の返戻を求めることがある。

第10条 この規程の改廃は理事長が行う。

### 附 則

1. 本規程による表彰は、従来本会が実施したこれに類する表彰に継承して、毎回その回数を冠するものとし、昭和33年の表彰からこれを実施する。

昭和32年9月30日	制 定
昭和61年1月1日	一部改正
平成23年12月15日	一部改正
平成25年5月30日	最終改正